

日本労働年鑑 第57集 1987年版  
The Labour Year Book of Japan 1987

第五部 労働・社会政策

II 賃金政策

4 八六年度人事院の給与勧告

人事院は、八六年八月一二日、国会と内閣にたいし、八六年度の国家公務員の給与引き上げにかんする勧告をおこなった。勧告の内容は、俸給表の改善が重点であるが、八六春闘が円高などの影響で低い伸びに終わったことを反映して、現行の方法による勧告としては、過去最低の二・三％の引き上げとなった。

勧告のポイントはつぎのようなものである。給与改定率二・三％は、金額で六〇九六円(定昇分を除く)となるが、この内訳は俸給二・〇一％(五二九六円)、諸手当〇・一八％(四六八円)、その他〇・一二％(三三二円)である。扶養手当は、配偶者一万五〇〇〇円(現行一万四〇〇〇円)、配偶者のいない職員の扶養親族のうち一人一万円(現行九五〇〇円)となっている。なお期末・勤勉手当の年間支給割合は四・九月分で、現行どおりである。人事院の「給与勧告についての説明」はつぎのようなものである。

【給与勧告についての説明】(昭和六一年八月一二日、人事院)  
一 はじめに

公務員の給与は民間の給与と均衡させることを基本としており、その趣旨で、官民給与の正確な比較を行うため、人事院は例年のおり職員の全員について給与等の実態調査を実施するとともに、企業規模一〇〇人以上で、かつ、事業所規模五〇人以上の全国四万の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した約七七〇〇の民間事業所について、本年四月分として支払われた給与月額等を調査した。この調査結果に基づき、公務にあつては行政職(事務・技術職、技能・労務職)、民間にあつてはこれに相当する職種の職務に従事する者について、職務の種類別に、役職段階、学歴、年齢等給与を決定する条件が同等と認められる者同士の給与を比較した結果、その較差は平均六〇九六円(二・三％)であることが明らかになった。上記較差は、民間における給与引上げの実態を反映して例年に比べ低率であるが、勧告制度の趣旨、職員の生活面への配慮、さらには同じ一般職の国家公務員である現業職員との均衡等を総合勘案し、この較差を埋めるための給与改定を行うことが必要であると認めた。

本年の給与改定に当たっては、俸給表の改善に重点を置きつつ、諸手当については、本年の官民給与の較差の状況、民間における支給状況等を考慮して、扶養手当について改善を行うこととし、その他宿日直手当等についても必要な改善を行うこととした。

二 給与改定の内容

(1) 俸給表

俸給表については、民間給与の傾向等をも考慮し、全俸給表のすべての級について改定

を行うこととした。

なお、指定職俸給表については、昭和五三年の勧告で改定を見送ったこともあって、従来から参考としている民間企業の役員給与との間に相当の差が生じており、行政職との均衡の面からもその改善を図る必要があるが、諸般の事情を考慮すれば、この際は行政職と同程度の改定にとどめることもやむを得ないものとする。

ア 初任給については、一般の事務・技術系の場合次のとおりとした。

大学卒(I種試験)一三一、六〇〇円(現行一一八、八〇〇円)

大学卒(II種試験)一一五、九〇〇円(現行一一三、二〇〇円)

高校卒(III種試験)九七、八〇〇円(現行九五、五〇〇円)

イ 職種別の改善に当たっては、公安職の職員、若手研究員等について配慮した。

## 2 諸手当

諸手当については、民間における支給状況等を考慮して、次のとおり改めることとした。

### ア 扶養手当

配偶者 一万五〇〇〇円(現行一万四〇〇〇円)

配偶者のいない職員の扶養親族のうち一人

一万円(現行九五〇〇円)

### イ 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の適用を受ける医師および歯科医師に対する初任給調整手当について、支給月額を最高限度を二万五〇〇〇円(現行二万円)とすることとし、同手当の一年目の月額を、地域の区分に応じ、一種、(離島その他のへき地)二万五〇〇〇円(現行二万円)から五種(東京都、福岡市等)八万五〇〇〇円(現行八万四〇〇〇円)まで、それぞれ改めることとしている。また、これとの均衡上、いわゆる医系教官等に対する同手当の支給月額の限度を四万二五〇〇円(現行四万二〇〇〇円)に引き上げることとした。

ウ 宿日直手当については、昭和五一年四月に改定して以来据え置いてきたため、他の給与との均衡を考慮して、今回全般的に改善することとし、その支給限度額を、勤務一回につき、通常の宿日直は二〇〇〇円(現行一六〇〇円)、いわゆる医師当直は一万二〇〇〇円(現行一万円)、その他の業務当直は四二〇〇円(現行三二〇〇円)に引き上げ、常直勤務は月額一万三〇〇〇円(現行一万一〇〇〇円)に引き上げることとした。

エ 期末・勤勉手当については、昨年五月から本年四月までの間の民間における賞与等特別給の支給実績を調査した結果、公務における年間支給割合(四・九月分)とほぼ均衡がとれているので現行のままとした。

オ 筑波研究学園都市移転手当については、学園都市の生活環境の状況、基礎研究の拠点としての機能充実の要請等を考慮し、引き続き存置することが適当であると認められた。なお、同手当の支給割合、支給対象職員の範囲等については手当創設時以後の諸事情の変化、要員確保上の事情等を考慮し、所要の調整を行うこととしている。

かねて検討を重ねてきた勤労環境の変化等に伴う俸給の調整額の適正化については、昭和六二年度から実施することとした。

【参考文献】(1)『人事院月報』、(2)『労働時報』、(3)『賃金通信』、(4)『賃金実務』、(5)『賃金と社会保障』

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---